

# 本法科大学院の活動報告

法科大学院長 石井 昇

## 1 設置趣旨・教育目的

### 1 法科大学院の設立

1999年7月、政府は、社会の複雑・多様化、国際化など様々な変化に対応するため、社会の法的ニーズに的確にこたえることができる司法制度を構築していく必要があるとして、内閣に「司法制度改革審議会」を設置し、2001年6月までの間に司法制度改革審議会意見書を取りまとめた。この意見書の中で、法曹人口増員の必要性や法曹養成の在り方について提言がなされた結果、2002年3月に、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を2004年に設置するなど、法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することを閣議決定した。

こうした流れを受けて、本学においても2001年2月開催の法学部教授会において、法科大学院の設置検討のため、法学部教員9名からなる「ロースクール設置検討委員会」が設けられ、本委員会から、同年5月に「甲南大学法科大学院（ロースクール）大綱案」が公表された。この大綱案を契機として検討が進められ、2004年4月1日、甲南大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）が本学初の専門職大学院として設立された。

### 2 本法科大学院の教育目的

法科大学院における教育研究の目的は、高度の職業人である法曹養成の目的を達成し得るよう、学術の理論および応用を教授研究し、高度の専門性が求められる法曹の養成を担うための深い学識および卓

越した能力を培うことにある。

本法科大学院の教育目的は、設立当初、①日本の社会経済をリードするビジネス・ローヤーの養成、②わが国の社会が求める「司法の正義」を公平に適用して日本社会を守るソーシャル・ケア・ローヤーの育成と定め、これを2012年まで継続した。

しかし、人材養成・教育研究目的規定を新設するため、本学の法科大学院規則を2012年に改正した際に、カリキュラムと整合性を取るため、②ソーシャル・ケア・ローヤーの育成を教育目的から外し、①ビジネス・ローヤーの育成のみに限定することとした。（法科大学院規則1条の2：「法の支配」を原理とし、日本の社会経済をリードするため、広い意味での「ビジネス」に関わる法律実務を担う法曹の養成を主な目的とする）。

上述の教育目的を着実に実現するために、本法科大学院の入試において優秀な学生を集める必要があることから、司法試験の合格者の実績等を含めて全国の法科大学院の中で中堅と評価される位置を保つことも目標とした。

かかる法曹養成のため、カリキュラムにおいても、法曹としての基本を身につけるべき法律基本科目、法律実務基礎科目を充実させるのは当然として、さらに基礎法学・隣接科目群と展開・先端科目群で、ビジネスに関連する科目を多く配置した。

## 2 教育内容

### 1 カリキュラム編成

#### (1) 本法科大学院の特色

本法科大学院の特色は、展開・先端科目群に現

れていた。以下のパッケージ科目群（司法試験の選択科目に相当する）を設定し、いずれかを選択必修とした。

- 知的財産法 「知的財産法Ⅰ」（4単位）、「知的財産法Ⅱ」（2単位）、「知的財産法Ⅲ」（2単位）、「知的財産法演習」（2単位）
- 経済法 「経済法Ⅰ」（4単位）、「経済法Ⅱ」（2単位）、「経済法Ⅲ」（2単位）、「経済法演習」（2単位）
- 労働法 「労働法Ⅰ」（4単位）、「労働法Ⅱ」（2単位）、「労働法演習」（2単位）
- 倒産法 「倒産法Ⅰ」（2単位）、「倒産法Ⅱ」（2単位）、「倒産法Ⅲ」（2単位）、「倒産法演習」（2単位）
- 国際私法 「国際私法Ⅰ」（4単位）、「国際私法Ⅱ」（2単位）、「国際私法Ⅲ」（2単位）、「国際私法演習」（2単位）

パッケージ科目群という考え方は、2013年度入学生までとし、それ以降の入学生については、それに代えて、企業法務や自治体行政で活躍する弁護士等による「企業法務論」（2単位）・「公共法務論」（2単位）を必修科目として配置した。

## (2) 修了要件

法科大学院を修了するには、標準修業年限以上の在学期間と所定の単位数等の要件を充足する必要がある。本法科大学院では、2009年度入学生以降は、GPAの要件を付加し、修了に必要なGPA2.00以上とした。

例えば、2015年度入学生～2018年度入学生について、修了に必要な単位数は、表01の通りであった。

## (3) 進級要件

法学未修者が1年次から2年次、2年次から3年次に進級するには、単位数等（2015年度入学生以

降はGPAの要件を付加した）の要件を充足する必要があった。

例えば、2015年度入学生～2018年度入学生の進級要件は、以下の通りであった。

法学未修者：2年次進級要件

法律基本科目の修得単位数32単位以上

1年次終了時のGPAが1.70以上であること

法学未修者：3年次進級要件

法律基本科目の修得単位数53単位以上を含む60単位以上

2年次終了時のGPAが1.80以上であること

法学既修者：2年次進級要件

法律基本科目の修得単位数53単位以上を含む60単位以上

2年次終了時のGPAが1.80以上であること

なお、2019年度から、法学未修者の2年次進級要件として、共通到達度確認試験（法科大学院協会と日弁連法務研究財団で構成される管理委員会が運営に当たる。）の総合点（憲法・民法・刑法の総合点）が全国平均点以上であることも付加された。

## 2 特色のある科目

本法科大学院は「ビジネスに強い甲南ローヤー」の育成に重点を置いており、カリキュラムを検討する上でもその点を重視してきた。

具体的には、当初において法律実務基礎科目の選択科目とされ、2014年度入学生以降について展開・先端科目の必修科目とされた「企業法務論」（2単位）を、2014年度に新設された「公共法務論」（2単位）とともに、展開・先端科目の必修科目として置き、また、展開・先端科目群のほとんどはビジネス系科目で構成し、ビジネスと関連の深い、知的財産法、経済法、国際私法、労働法の分野について2年次か

表01 ■修了要件（2015～2018年度入学生）

法律基本科目	法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目	修了必要単位数
必修62単位 選択必修2単位	必修10単位	選択必修4単位	必修4単位 選択必修10単位	104単位

ら3年次にかけて最大10単位を学習する機会を設けた。これらビジネス系の展開・先端科目を深く学ぶことにより、法律基本科目を学習する場合とは別の視点から問題を解決する手段が多様に存在することを知ることができ、それにより法律基本科目を創造的・批判的に検討することができる。

### 3 筑波大学との連携

2017年3月、筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻（以下「筑波大学法科大学院」という）と本法科大学院は、連携協定を締結し、一定の授業科目について相互に履修し単位認定する制度を開始した。

筑波大学法科大学院から提供された授業科目は、「自治体法務」（1単位）、「ロイヤリング」（1単位・2019年度入学生～）であり、本法科大学院が提供した授業科目は、「登記実務」（1単位）、「政策法務」（1単位・2019年度入学生～）である。

また、筑波大学法科大学院と合同FD会議を定期的に行い、本連携に関する事項やコロナ禍での授業実施・定期試験の実施方法等について意見交換を行った。

### 4 学部生への科目提供

#### (1) 「企業法務論」

2012年度開講の「企業法務論」は、各分野の企業法務（会社法務）について、現に企業法務の現場で活躍する弁護士等の外部講師（ゲストスピーカー）を招聘し、企業法務・会社法務の現場の動向等について講義する授業である。卒業後にビジネスの世界で活躍することの多い学部生にとって有意義な科目であることから、学部生の聴講を認めた。

#### (2) 「公共法務論」

「公共法務論」は、講座・神戸市行政としての内容を持つものであり、地方公務員の仕事内容を理解する上で有益なものであることから、学部生の聴講を認めた。なお、2021年度以降、同科目は、授業内容を学部学生レベルにアレンジし直した上で、法

学部で開講している。

#### (3) 「政策法務」

神戸市長である久元喜造氏、本法科大学院出身の弁護士で茨木市長である福岡洋一氏の講義（講演）について学部生の聴講を認めた。

## 3 教育方法

### 1 授業の方法

#### (1) 履修科目の登録の上限設定

専門職大学院設置基準20条の8第1項に基づき、履修上の負担を無理のないものにするだけでなく、効果的な学習、自習時間確保という観点から、年次ごとに履修科目として登録することのできる単位数の上限を定めた。

例えば、2015年度・2016年度入学生については、次の通りであった。

#### ■3年標準型の法学未修者

1年次	2年次	3年次
44単位	40単位	44単位

#### ■2年短縮型の法学既修者

1年次	2年次
40単位	44単位

#### (2) クラス編成

専門職大学院設置基準20条の4に則して、講義科目について50名以下、演習科目について20名以下とすることを原則とした。在学生の多い時期においては、1つの授業科目について複数のクラスを開講することで対応した。

#### (3) 教育スタンダード（コア・カリキュラム）

本法科大学院は、授業で取り上げるべき内容などについて法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえた上で、文部科学省の主導の下で設定された「共通的な到達目標モデル（第二次修正案）」を重視してきた。そのため、各法律基本科目・法律実務

基礎科目の必修科目において、授業と「共通的な到達目標モデル」との対応表を作成し、学生にも配布した。これを「甲南大学法科大学院教育スタンダード」と称していた。

#### (4) 理論と実務の架橋

法律基本科目のうち演習科目について、「民事訴訟法演習」「商法演習Ⅱ」「民事法総合」「刑法演習」「刑事訴訟法演習」「刑事法総合」は研究者教員と実務家教員がペアで担当するなど、学生が理論と実務のいずれかに偏ることなく、実務の基礎を理論で裏付けながら学習することができる体制を整え、それぞれの分野の重要項目について、実務的見地と理論的見地から横断的な総合学習をすることとなっていた。さらに、展開・先端科目のうち、「労働法」「倒産法」「税法」等について、実務家教員が担当してきた。

#### (5) 「分野別の履修順序について」・「カリキュラム・ツリー」

2017年度より本法科大学院の学生および科目等履修生が適切な履修科目の選択を行うことができるよう必要な情報を提供する趣旨で、「分野別の履修順序について」を学生全員に配付する「学習ガイダンス」で毎年度公表した。「分野別の履修順序について」では、本法科大学院で各分野の科目を効果的に履修するための履修順序を示した。2018年度より、「カリキュラム・ツリー」を「学習ガイダンス」に掲載し、在学生に周知した。「カリキュラム・ツリー」では、1年次・2年次・3年次における履修

目標、分野別の科目の履修順序だけでなく、分野間の関係についても示した。

## 2 昼夜開講制・秋入学

### (1) 昼夜開講制

2014年度より、昼間だけでなく、夜間・土曜日を含めた昼夜開講制を導入した。昼夜開講制のイメージは、本頁下部の通りであった。

これにより、有職社会人が現在の職を辞めることなく、法科大学院で学び修了し、法曹資格を得ることが可能となった。

### (2) 秋入学制度

2014年度実施の入学試験より、本人の希望により、翌年4月まで待たずに、同年9月から入学できる制度を導入した。これにより、有職社会人が自己の仕事等の都合に合わせて入学時期を選択し、仕事を継続しながら学ぶことが可能となった。

## 3 西宮教室の開設

2016年9月に本学西宮キャンパス（大阪梅田から阪急電車特急で15分）に西宮教室を開設し、新型コロナウイルス感染症が拡大する2020年2月まで継続した。月曜日から金曜日の夜間に岡本キャンパスで開講される授業を、テレビ会議システムを通して西宮教室においてリアルタイムで受講し、教員－学生間、学生－学生間のディスカッションや質疑応答など双方向・多方向の講義を行うことを可能とした。西宮キャンパスのアクセスの良さを最大限活

2014年度 前期(春学期)

夜間開講

	1限 9:00-10:30	2限 10:40-12:10	3限 13:00-14:30	4限 14:40-16:10	5限 16:20-17:50	6限 18:40-20:10	7限 20:20-21:50
月	1~3年次 前期配当科目						
金							
土							
日							
月							

1~3年次後期配当科目

2014年度 後期(秋学期)

夜間開講

	1限 9:00-10:30	2限 10:40-12:10	3限 13:00-14:30	4限 14:40-16:10	5限 16:20-17:50	6限 18:40-20:10	7限 20:20-21:50
月	1~3年次 後期配当科目						
金							
土							
日							
月							

1~3年次前期配当科目

用することで、大阪方面で仕事をしている有職社会人が、仕事に支障をきたすことなく、本法科大学院の授業を受講することを可能にした。

#### 4 コロナ禍でのオンライン授業

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴う緊急事態宣言の発令などにより、2020年前期の授業について、従来行ってきた対面による授業を実施することが困難な状況となった。新型コロナウイルス感染症の拡大状況を受けて、本学の授業対策会議での検討状況を踏まえながら、本法科大学院においても2020年3月より、4月以降の授業においてオンラインを活用する等、対面とは異なる方法で実施することについて検討を開始した。

同年3月24日に文部科学省高等教育局教育課より法科大学院の遠隔授業に関する事務連絡があり、これを受けて、本法科大学院教授会において、対面授業に代わる授業実施方法について検討を重ねた結果、2020年度前期に開講される全ての授業を、①Zoomを活用したリアルタイム型遠隔授業または②事前収録型オンデマンド遠隔授業のいずれかで行うことを決定した。(以下、①②を総称し、オンライン授業という。)①は、Zoomを用いた遠隔授業をリアルタイムで配信し、学生は教室以外の場所(自宅を含む)において、パソコンやスマートフォンからインターネットに接続し受講するものであり、教員と学生が双方向で映像・音声等による質疑応答や意見交換を行うことが可能なものである。②は、スライド資料と講義形式の動画または音声を教材として提供し、学生は教室以外の場所(自宅を含む)において、パソコンやスマートフォンからインターネットに接続し、予め設定された期限までに受講し、学生からの課題提出や担当教員への質疑はインターネットを通じて行うことができるものである。

本法科大学院教授会や拡大FD委員会において、オンライン授業実施にあたっての教員個人が工夫している点や、課題となっていることを全員で共有し、議論を重ねることで、オンライン授業の質の向

上を図った。2020年度後期以降は、有職社会人の学生の多くから新型コロナウイルス感染症への感染リスクが最小限となるよう配慮してほしいとの意見があったことも考慮し、原則昼間に開講される授業は対面で実施し、夜間に開講される授業はオンラインで実施する運用に変更し、その後もオンライン授業を継続した。

本法科大学院生を対象に実施した授業アンケートにおいて、オンライン授業について、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減が図れた、通学時間の短縮により学習時間が確保できた、板書がなくなったことで解説に集中できたなど、高く評価する意見が多数見られた。一方で、対面の授業に比べ、授業中の緊張感が薄れたなどオンライン授業に対して消極的な意見もみられた。

#### 5 授業動画の貸出

2016年9月に西宮教室を開設し、岡本キャンパスで行われる本法科大学院の授業を、テレビ会議システムを使用して、西宮教室で受講可能とした。このテレビ会議システムの録画機能を利用し、講義を収録し、そのデータを学生が復習用教材として利用することができるように貸出を開始した。

2020年度前期以降、コロナ禍においてオンライン授業を実施したことにより、Zoomの録画機能で講義を収録し、そのデータをOffice365のStreamやSharePointを通じて、復習用教材として学生に提供した。

## 4 入学者選抜等

### 1 学生受入れ方針

本法科大学院は、学生受入れ方針を定め、教育目的の変更、入試制度の変更に伴って、学生受入れ方針を修正した。

### 2 入学者選抜の具体的な方法

当初、法科大学院への進学を希望するものに対し

て、法曹にふさわしい者を選抜するために、法科大学院適性試験（以下、「適性試験」という）の受験が義務づけられていた。適性試験には、大学入試センター作成の「法科大学院適性試験」と、日弁連法務研究財団・商事法務研究会作成の「法科大学院統一適性試験」の2種類があった。各法科大学院は、適性試験の結果を前提として、一定の法学教育を受けている者が受験できる既修者入学試験と、法学未修の者が受験する未修者入学試験を実施して入学者を選抜することが求められた。適性試験は2018年度まで実施され、2019年度以降は、各法科大学院の選抜に委ねられることとなり、事実上廃止された。

本法科大学院においては、2004年度入試から2007年度入試まで、大学入試センター「法科大学院適性試験」成績の提出を義務づけていたが、2008年度以降については、上述の2つの適性試験のうちのいずれかの成績の提出で足りると変更した。

これとは別に、法科大学院への既修者入学への足かりとして、日弁連法務研究財団において、2003

年度より「法科大学院既修者試験」が実施された。

本法科大学院においては、当初、「法科大学院既修者試験」の成績を合否判定に利用していたが、全国の法科大学院の既修者入学試験において当該試験結果の利用が少なくなったことを受けて、2007年度入試以降は利用せず、独自の専門論文試験等で法律学の基本的な知識・能力、法曹としての基本的資質を判断し、合否を判定した。

### 3 入学者選抜の状況と入学定員・受験者数

2009年度以降、全国の法科大学院の受験者数が著しく減り始めており、本法科大学院においても2010年度以降受験者数が大きく減少した。本法科大学院の入学試験の状況については、本頁下部の表02、次頁上段のグラフの通りである。

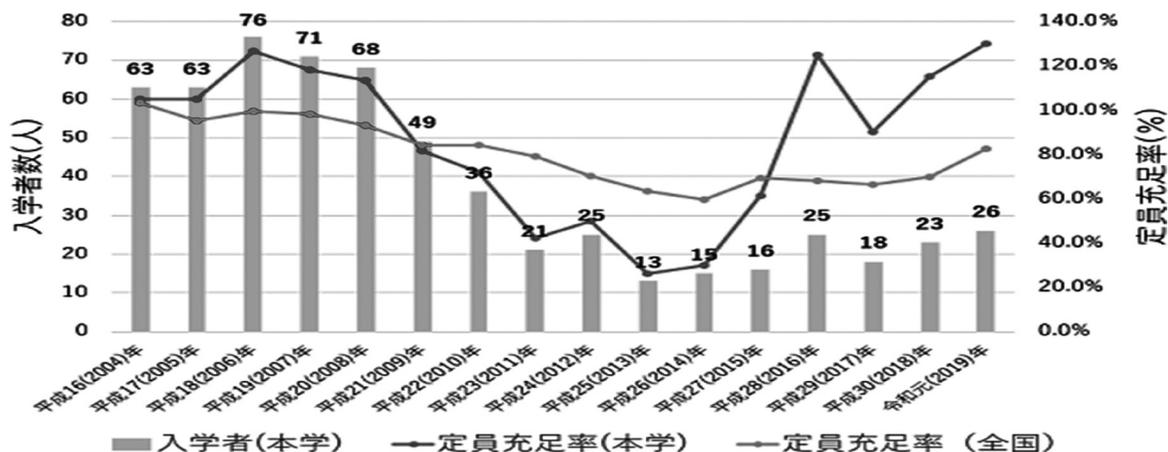
### 4 本法科大学院の入学者に占める本学の学部を卒業した者の割合

本法科大学院の入学者総数612名のうち、本学の

表02 ■本法科大学院の入学試験の状況

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
定員	60	60	60	60	60	60	50	50	50
受験者	662	439	209	395	421	331	182	164	118
合格者	97	101	101	154	178	190	129	96	55
合格倍率	6.82	4.35	2.07	2.56	2.37	1.74	1.41	1.71	2.15
入学者数	63	63	76	71	68	49	36	21	25
定員充足率	105.0%	105.0%	126.7%	118.3%	113.3%	81.7%	72.0%	42.0%	50.0%

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
定員	50	50	26	20	20	20	20
受験者	66	100	88	143	138	133	127
合格者	40	54	59	83	68	64	50
合格倍率	1.65	1.85	1.49	1.72	2.03	2.08	2.54
入学者数	13	15	16	25	18	23	26
定員充足率	26.0%	30.0%	61.5%	125.0%	90.0%	115.9%	130.0%



学部を卒業した者（学部卒業から本法科大学院入学までに期間がある者も含む。以下、「本学出身者」という）は53名であり、入学者総数に占める割合は8.7%であった。

本法科大学院では、入学者に占める本学出身者の割合を上げるべく、本法科大学院で開講する授業を本学学部生が聴講できる機会を提供する、本学学部生向けに本法科大学院の入試説明会を開催する、オープンキャンパスにおいて本学学部に関心のある高校生に向けて本法科大学院の説明会を開く等の取り組みを行ってきたものの、大幅な増加には至らなかった。

## 5 転入学試験の実施

志願者の激減の中、新規の学生募集を停止する法科大学院が増えた状況を踏まえて、本法科大学院は、2010年度から転入を認めるための試験を実施した。

法科大学院の募集停止が一巡した頃には、転学を希望する他の法科大学院生も激減したこと、また転入希望者の成績も芳しくないことなども考慮した結果、本法科大学院においては、2015年度の実施で運用を停止した。

## 5 学習支援等

課外の主な学習支援として、次のものを挙げるこ

とができる。

①オフィス・アワーをはじめとする専任教員による課外でのサポート体制

なお、コロナウィルスの感染拡大の影響を受け、オフィス・アワーおよび専任教員による面談を対面で実施することが困難になったため、2020年度以降は、Zoomを使用してオンラインで実施した。

②アカデミック・アドバイザーによる学習支援

若手の弁護士を特別講師として採用し、学生による自主的なゼミを特別講師が支援する形（以下、自主ゼミという）で学習支援の機会を設けた。

自主ゼミの実施にあたっては、コーディネーター役を果たす自主ゼミ担当の専任教員と特別講師の間で綿密な打ち合わせを行い、学習支援の実施状況（実施内容、参加する学生の学習進捗等）の相互チェックを行った。

2012年度以降は、若手弁護士を中心としたアカデミック・アドバイザー（「甲南大学法科大学院特別講師規程」に基づき採用された者）が、正課外において、学生の学習上の相談に応じるとともに、任意参加のゼミを開講することにより学習支援を行う体制とした（2012年度アカデミック・アドバイザー採用数10名、2013年度同9名）。

アカデミック・アドバイザーは、法律基本科目の正課授業の予復習等の支援（月2回程度、時間帯は、通常18時～21時、参加者は5名～15名程度）

や自学自習に伴う質疑応答、法文書作成の指導、法律実務の解説等の指導を担当した。

他大学の法科大学院において、正課外の学習支援の内容が過度に司法試験受験対策に偏っているとして、認証評価において不適合を受けるケースが散見されたことを受けて、学習支援のコーディネートを行う専任教員や関連科目の専任教員による、学習支援の内容や実施方法の事前および事後のチェックを一層強化した。専任教員による学習支援活動の参観も実施した。

## 6 教員組織

### 1 本法科大学院の教員組織

#### (1) 教員数

##### ① 2004年度～2008年度

以下に示す通り、本法科大学院の設立時には、合計33名の教員数で出発したが、この時期、年次進行で開講すべき科目が増加していったこと、在学生数が毎年度増加したことに伴って、教員数も41名まで増加していった。

法科大学院においては、充実した教員組織を備えることは法令上必要なことであり、かつ、司法試験で出題される科目を全て網羅する教員組織を整備することが不可欠であった。この時期における分野別専任教員数は、教員組織に関する法令上の基準を全て充足していた。

##### ② 2009年度～2013年度

この期間、教員組織が40名から44名で推移し、教員組織に関する法令上の基準を全て充足していた。

##### ③ 2014年度～2019年度

この期間、特に2016年度から2018年度にかけて、教員数が大幅に増加した。専任教員・みなし専任教員が退職を迎え、法令で定められた科目の担当者を確認するため、兼任教員を増やしたことが要因である。

##### ④ 2020年以降

募集停止に伴い、2020年4月より、法科大学院所属であった専任教員13名のうち8名が法学部および共通教育センター（現全学共通教育センター）に移籍し、法科大学院教員を兼務することとなった。なお、その他5名の専任教員については、法科大学院の設置基準を遵守し、教育の質を維持するため、法科大学院の専従とした。

また、募集停止後、在学生の進級にあわせて、1年次配当科目、2年時配当科目等を、順次、非開講としたことに伴い、教員数は、2020年度44名、2021年度38名、2022年度35名、2023年度27名と漸減した。

#### (2) 担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力

専門職大学院設置基準により、法科大学院の専任教員に対しては、担当する専門分野に関する高度な教育上の指導能力が求められた。

本法科大学院においては、担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有し、かつ優れた研究上の業績および実務経験を持つ教員を配置した。そのため、教員の採用にあたっては、研究上の業績のみならず、教育能力について原則として教育歴5年以上を求めたほか、前任校での授業評価を取り寄せるなど、厳格な採用人事を継続した。

### 2 外部講師の活用

開講科目の特性に応じて、企業法務等の実務に関連した知識や実際の法的な処理を学び、将来、ビジネスに係わるローヤーとして能力を発揮できるようにするために専任教員だけでなく、インハウス・ローヤー、企業の法務担当者や知的財産に関する業務を処理している担当者、自治体法務の担当者や弁護士にゲストスピーカーを依頼した。受講生だけでなく担当教員も実務的な幅広い知見を得ることができ有益であった。

表03 ■「甲南法務研究」掲載実績

甲南法務研究	発行	研究論文	研究ノート	判例評釈	その他
第1号	2005年3月	7本（研6名・実1名）	5本 （研2名・実3名）		
第2号	2006年3月	5本（研5名）	3本（研3名）		
第3号	2007年3月	4本（研3名・学外者1名）	1本（研1名）	1本（研1名）	4本
第4号	2008年3月	7本（研3名・実1名・客員1名・ 弁理士2名）			1本
第5号	2009年3月	7本（研2名・実2名・客員1名・ 派遣裁判官1名・弁1名）			1本
第6号	2010年3月	5本（研5名）	1本（研1名）		
第7号	2011年3月	6本（研4名・実1名・客員1名）			2本
第8号	2012年3月	6本（研3名・実1名・客員1名・ 企業法務部社員1名）		1本（研1名）	
第9号	2013年3月	5本（研3名・客員1名・企業 法務部社員1名）		2本（研2名）	
第10号	2014年3月	4本（研3名・客員1名）		1本（研1名）	1本
第11号	2015年3月	4本（研2名）・派遣検察官1名・ 客員（元）1名		1本（研1名）	
第12号	2016年3月	5本（研3名・客員（元）1名・ 他法科大学院教授1名）		1本（研1名）	
第13号	2017年3月	4本（研3名・実1名）		2本（弁3名）	
第14号	2018年3月	6本（研4名・客員（元）1名・ 元派遣検察官1名）		1本（研1名）	
第15号	2019年3月	5本（研2名・兼任1名・客員 （元）1名・元実1名）		3本 （研1・実1・特1名）	
第16号	2020年3月	4本（研2名・特1名・客員（元） 1名）		1本（研1名）	
第17号	2021年3月	5本（研1名・名誉1名・特1名・ 兼任1名・客員（元）1名）		1本（研1名）	
第18号	2022年3月	5本（研2名・特1名・弁護士 1名・客員（元）1名・共同研究）		1本（研1名）	2本
第19号	2023年3月	7本（研1名・実1名・名誉1名・ 特1名・弁2名・客員（元）1名）		2本（研1名）	

研＝研究者教員 実＝実務家挙員 名誉＝名誉教授 特＝特別講師  
兼任＝兼任教員 客員＝客員研究員 弁＝弁護士

### 3 教員の研究活動および研究業績

法科大学院の研究成果を公表してきた紀要「甲南法務研究」は、第1号を2005年3月に発行して以来、毎年途切れることなく発行され、今回の20号をもって廃刊となる。

「甲南法務研究」の第1号から第19号までの掲載実績は、本頁上段の表03の通りであった。

なお、本学ホームページ掲載の教員・研究者紹介を集計した結果、本法科大学院の専従研究者教員とこれまで専任研究者教員であった者合計11名

(2022年2月末時点)について、法科大学院設立(2004年4月)以降の18年間における論文(単著のみ)および書籍数(共著・単著含む)は、論文数199本、書籍(共著・単著含む)122冊、MISC(解説等)164本の研究業績が出されており、年平均論文9.8本、書籍6.8冊、MISC(解説等)8.2本が公表されてきたこととなり、研究についても継続的に発信されてきたといえる。

## 7 施設設備および図書

### 1 施設設備の整備

法科大学院における教育および研究目的を達成するため、講義室、演習室などをそれに適した状況に整備することが強く求められた。法科大学院設立にあわせて、岡本キャンパス内に地上10階建ての法科大学院専用の校舎(以下、法科大学院棟という)を竣工し、校舎内には法科大学院生専用の講義室、演習室、法廷教室、ローライブラリ(図書室)、自習室、情報検索室、談話室(休憩室)を設置した。

法科大学院棟に収容定員60名程度の講義室2室を設け、収容定員20名前後の演習室を7室設置した。法科大学院棟に自習室を設け、入学者全員に専用の机と個人ロッカーを提供した。自習室の机には情報コンセントを備え、個人のパソコンでインターネットを活用し最新の判例を検索することができるように整備した。また自習室は、設備点検など特別な理由がある場合を除き365日開室し、原則午前6時から午前0時まで利用を認めた。

募集停止以降、徐々に学生数が減少したことにより、2022年から自習室1室を閉鎖し、また2023年2月にも自習室1室を閉鎖した。

### 2 図書の整備

#### (1) ローライブラリ

法科大学院棟のローライブラリに法学関係の図書および定期刊行物を設置し、学生は自習室開室時間中(原則午前6時から午前0時まで)に自由に

利用することができた。法科大学院設立当初から現在までの間に、法改正への対応やスペースの問題等により、蔵書数に増減はあるものの、2022年度末時点で蔵書数6,923冊[すべて日本語]、所蔵定期刊行物20冊[すべて日本語]となっている。

#### (2) 法律情報データベース

法科大学院設立当初は、Lex/DBインターネット、Lexis Nexis Academic、Lexis.com、第1法規 D1-Law.comを学生に提供し、その後LLI総合型法律情報システム、法科大学院教育研究支援システムに変更し、閉校まで提供してきた。法律情報データベースを活用することで、最新の判例を容易に検索することができるほか、各種法学雑誌をインターネット上で閲覧することが可能となり、学生が必要な法律知識を身につける一助となった。

## 8 修了生の進路状況

### 1 修了生数

#### (1) 修了時期ごとの修了生数

修了時期ごとの修了生数は、次頁の表05の通りである。

#### (2) 修了率

入学者総数612名(既修240名・未修372名)のうち、修了生総数472名(既修209名・未修263名)であり、修了率は77.1%(既修87.1%・未修70.7%)であった。入学年度別修了率の推移は、次次頁上段の表06の通りである。

#### (3) 修了までに要した期間

入学者が修了までにどの程度の期間を要したか、次の表04に示す通りである。

表04 ■修了までに要した期間

	2004年度～ 2008年度	2009年度～ 2013年度	2014年度～ 2019年度
既修者	24.72月	27.72月	32.04月
未修者	38.4月	40.68月	44.28月

表05 ■修了生数推移

修了時期	2006年 3月	2007年 3月	2007年 9月	2008年 3月	2008年 9月	2009年 3月	2009年 9月	2010年 3月	2010年 9月
既修	19名	8名	0名	13名	0名	28名	0名	31名	1名
未修	0名	31名	1名	48名	1名	41名	0名	33名	4名
合計	19名	39名	1名	61名	1名	69名	0名	64名	5名

修了時期	2011年 3月	2011年 9月	2012年 3月	2012年 9月	2013年 3月	2013年 9月	2014年 3月	2014年 9月	2015年 3月
既修	15名	0名	9名	2名	9名	3名	13名	4名	5名
未修	27名	2名	17名	4名	10名	5名	3名	1名	3名
合計	42名	2名	26名	6名	19名	8名	16名	5名	8名

修了時期	2015年 9月	2016年 3月	2016年 9月	2017年 3月	2017年 9月	2018年 3月	2018年 9月	2019年 3月	2019年 9月
既修	1名	5名	6名	3名	0名	5名	1名	8名	0名
未修	1名	5名	1名	1名	1名	5名	2名	2名	0名
合計	2名	10名	7名	4名	1名	10名	3名	10名	0名

修了時期	2020年 3月	2020年 9月	2021年 3月	2021年 9月	2022年 3月	2022年 9月	2023年 3月	2023年 9月	合計
既修	5名	5名	5名	3名	1名	1名	0名	0名	209名
未修	2名	0名	4名	0名	4名	0名	4名	●	263名
合計	7名	5名	9名	3名	5名	1名	4名	●	472名

## 2 研修生制度

法科大学院を修了した後、司法試験の受験・合格までの間、引き続き良好な学習環境を提供することを目的に、2006年度に研修生制度が設けられた。研修生制度が提供したメリットは、次の通りである。

- キャンパス内の自習室（専用の机とロッカーを提供）を使用することができる
- 必要があれば法科大学院の教員に質問を行い、指導を受けることができる
- 専任教員による講義やアカデミック・アドバイ

ザーによる自主ゼミなどへの参加が認められる

研修生は、法科大学院修了後、最長5年間申請することが可能であり、多くの修了生が司法試験に合格するまでの間、研修生制度を利用しており、2023年4月時点で、延べ806人が研修生登録を行った。

研修生登録状況の推移は、次頁中段の表07の通りである。

## 3 修了生の進路

2023年3月末時点で、本法科大学院の修了生472

表06 ■入学年度別修了率

入学年度	既修 入学者	既修 修了者	既修 修了率	未修 入学者	未修 修了者	未修 修了率	修了者 総数	修了率
2004～ 2008	110	104	94.5%	231	192	83.1%	296	86.8%
2009～ 2013	67	58	86.6%	80	46	57.5%	104	70.7%
2014～ 2019	63	47	74.6%	61	25	41.0%	72	58.1%

表07 ■研修生登録状況の推移

	2006年 前期	2006年 後期	2007年 前期	2007年 後期	2008年 前期	2008年 後期	2009年 前期	2009年 後期	2010年 前期
登録者数	11	7	27	16	33	23	42	24	44
	2010年 後期	2011年 前期	2011年 後期	2012年 前期	2012年 後期	2013年 前期	2013年 後期	2014年 前期	2014年 後期
登録者数	30	45	29	35	25	26	17	27	26
	2015年 前期	2015年 後期	2016年 前期	2016年 後期	2017年 前期	2017年 後期	2018年 前期	2018年 後期	2019年 前期
登録者数	32	26	27	28	21	17	17	13	19
	2019年 後期	2020年 前期	2020年 後期	2021年 前期	2021年 後期	2022年 前期	2022年 後期		
登録者数	16	20	17	18	18	16	14		

名のうち164名が法曹資格を得て社会で活躍している（司法修習中の6名を含む）。法曹資格を取得した者の動向は、以下の通りである。

法律事務所 勤務	検察官	公務員	企業内 弁護士	企業 法務部
134名	2名	2名	10名	10名程度

また、残念ながら司法試験に合格できなかった者の中にも、民間企業の法務部門や司法書士・行政書士といった隣接業種、公務員等、法律に関係する職種に就いている者が多数おり、2023年1月の修了生動向調査によれば、民間企業の法務部門で13名、隣接業種で18名、公務員で31名の修了生が活躍している。修了生472名のうち、進路を把握できてい

る者は271名であり、その割合は57.4%である。

#### 4 司法試験合格者

##### (1) 司法試験合格者数の推移

司法試験合格者数（2005年～2022年）は、171名（旧司法試験合格者・予備試験資格での司法試験合格者を含む）であった。その推移および新司法試験合格者の推移については、次頁上段および中段のグラフ・表08の通りである。

##### (2) 本法科大学院入学前に法科大学院を修了したことがある者の状況

法科大学院の修了資格により司法試験を受験することができる期間（回数）は法令で定められており、その期間（回数）に達した者が、法科大学院の修了

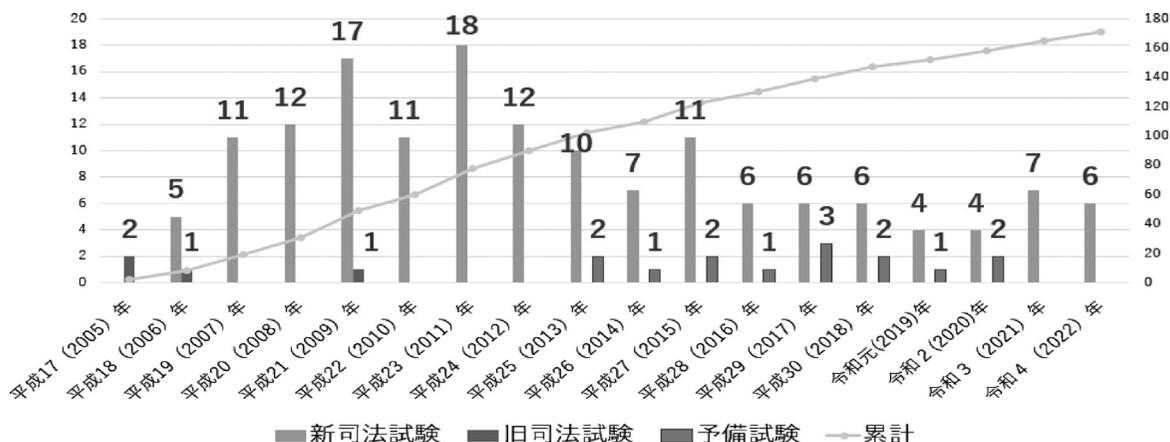


表08 ■新司法試験合格者の推移

実施年	受験者数	短答合格者	短答合格率	最終合格者	最終合格率
2006	18	15	83.3%	5	27.8%
2007	44	33	75.0%	11	25.0%
2008	71	45	63.4%	12	16.9%
2009	93	59	63.4%	17	18.3%
2010	110	66	60.0%	11	10.0%
2011	112	67	59.8%	18	16.1%
2012	89	52	58.4%	12	13.5%
2013	75	42	56.0%	10	13.3%
2014	74	41	55.4%	7	9.5%
2015	66	41	62.1%	11	16.7%
2016	49	31	63.3%	6	12.2%
2017	39	28	71.8%	6	15.4%
2018	34	24	70.6%	6	17.6%
2019	34	29	85.3%	4	11.8%
2020	25	21	84.0%	4	16.0%
2021	33	25	75.8%	7	21.2%
2022	29	22	75.9%	6	20.7%

\* 最終合格率 = 最終合格者数 ÷ 受験者数

資格により司法試験の受験を希望する場合は、改めて法科大学院に入学し、その課程を修了する必要がある。

本法科大学院入学前に法科大学院を修了したこと

がある者は、合計33名おり、そのうち26名が修了し、18名が司法試験に合格した（合格率69.2%）。

本法科大学院では、演習、総合演習、アカデミック・アドバイザーによる自主ゼミ等における起案

作成・添削等を通じて、本法科大学院入学前に法科大学院を修了したことがある者の不十分な点を補完・是正し、司法試験合格に導いた相当数の実績があった。

## 5 修了生弁護士活躍

### (1) 修了生法曹の進路

本法科大学院を修了し、司法試験合格・司法修習を経た後に、大多数の者は、大規模もしくは中小規模の法律事務所に所属し、または独立して法律事務所を設立して、弁護士として活動している。交通事故・土地等の民事事件、離婚・相続・親権等の家事事件、労働事件、契約書のリーガルチェック等の企業法務、刑事事件・少年事件など、多様な事件を処理している。

10名の修了生弁護士は、企業内弁護士（インハウス・ローヤー）として活動している。

また、修了生のうち2名は、検察官となっている。

### (2) 授業等の担当

2012年度から現在に至るまで、本法科大学院を修了した資格で司法試験に合格した弁護士、および本法科大学院の在学期間に司法試験予備試験に合格し司法試験に合格した弁護士で、アカデミック・アドバイザーとして採用した者は、延93名（実数26名）にのぼる。

また、修了生弁護士のうち9名は、兼任教員として本法科大学院における法曹教育の一端を担っている。さらに、全学共通教育センターが開講する3科目において、本法科大学院を修了した弁護士計4名が非常勤講師として学部学生の学習指導を担当している。また公開講座においても、本法科大学院を修了した弁護士が講師を務めている。

## 9 社会との連携や社会的活動

### 1 情報公開

#### (1) 公開されている情報の内容

本法科大学院では、①養成しようとする法曹像、

②入学者選抜に関する事項（入学者受入方針、入学者数等）、③教育内容等に関する事項（授業科目、授業の方法・内容、年間の授業の計画等）、④教員に関する事項（教員組織、教員の数、各教員が有する学位および業績等）、⑤成績評価・修了生の進路等に関する事項（成績評価・修了認定の基準、修了生数等）、⑥学生の学習環境に関する事項（施設や設備環境、在籍者数、収容定員、授業料・入学料等）、⑦自己改革の取組みについて適時情報公開をしてきた。

#### (2) 公開の方法

広く公開する手段として、本学および本法科大学院のホームページを用いて、主に上記①～⑦の情報について詳細に発信を行った。また、本法科大学院独自のパンフレットでは、上記①を含む情報を掲載し、本法科大学院が「ビジネスに強い甲南ローヤー」の育成を目的とすることが明確になるように情報を整理した。

## 2 科目等履修生制度

2014年度より、本法科大学院において科目等履修生制度を導入した。2020年度まで本制度を継続し、延べ265名の履修者を受け入れた。本制度の履修者がその後本法科大学院に入学した場合、本制度で単位修得した科目について、合計10単位まで単位認定を認めたことも影響し、合計38名が本法科大学院に進学し、うち8名が司法試験に合格した。

また本制度を通じて企業・自治体の役職員や弁護士・検察事務官など多様なバックグラウンドを持った学生が本法科大学院の科目を履修することにより、各科目における正規履修者の少なさを補い、双方向・多方向の意見交換が活性化するなどの教育上の効果も見られた。

## 10 管理運営等

本法科大学院では、「授業アンケート」の実施や「オピニオンボックス」の設置により、学生の意見を取

り入れてきた。

## 11 点検・評価等

法令に則り5年毎に認証評価を受審した。第1回・第2回の認証評価で不適合判定を受けたが、第2回については、改善報告書を提出し、適合評価を受けた。第3回認証評価で適合判定を受けた。

## 12 募集停止とその後の取り組み

### 1 募集停止の決定と公表

#### (1) 学生募集停止の決定と公表

2019年2月26日、理事長と学長の連名で、「甲南大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）の2020年度（2019年度秋入学を含む）以降の学生募集停止について」と題する文書が公表され、2020年度以降の学生募集の停止が公表された。

#### (2) 学生募集停止の公表後の学生対応

2020年度（2019年度秋入学を含む）以降の学生募集停止の公表を受けて、本法科大学院は、在籍する大学院生及び研修生を対象に説明会を開催し、在籍する学生がすべて修了するまで、現在の教育・指導体制を維持する旨を案内した。また、2019年4月に入学を予定していた学生に対して、文書で同様の案内を行い、結果として入学辞退者はなく、全員が入学した。

### 2 教員兼務体制

2020年度より、法科大学院所属であった専任教員13名のうち8名が法学部及び共通教育センターに移籍し、法科大学院教員を兼務することとなった。なお、その他5名の専任教員については、法科大学院の設置基準を遵守し、教育の質を維持するため、法科大学院の専従とした。法学部及び共通教育センターに移籍した教員（以下、移籍教員という）については、法科大学院の科目が開講されている間はそれを担当し、その科目担当の状況に応じて移籍先の

開講科目を担当することとした。

### 3 甲南発法務リカレントプログラムの設置

本法科大学院の教育資産を活かす方策の1つとして、本学リカレント教育センターが運営する甲南発法務リカレントプログラムに対し、本法科大学院で開講する科目を提供した。

同プログラムは、「現役社会人」が仕事を続けながら、「学び直し」の機会を持つ場として、2021年9月にプレ開講され、2022年4月から本格開講された。ビジネス法務コースと自治体法務コースの2コースからなり、それぞれにコースで指定された科目を履修条件の範囲で受講する。2023年度は、ビジネス法務コースに9科目、自治体法務コースに4科目、またいずれのコースでも受講可能な科目として9科目の計22科目（履修者がいないことによる非開講科目を含む）を法科大学院から提供した。本法務リカレントプログラムは、一定数の受講者を確保してきた。